

# 地方分権の推進に関する提言

## 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	長岡 壯壽
兵庫県市長会会長	藤原 保幸
兵庫県市議会議長会会長	中島 健一
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長	中井 勝

平成の時代に地方分権の取組は一定進んだが、依然として明治維新以来の中央集権構造が続き、人口減少、少子高齢化、東京一極集中による地方の疲弊が止まらない。また、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化、局地化している。

これらの課題を乗り越え、人口減少が進む中でも活力が持続し、発展する地域を自ら創る「地域創生」を軌道に乗せていかなければならない。しかし、地域の現状や課題は多種多様であり、従来のような画一的、一律的な取組では対応できない。それだけに、行政システムを中央集権型から、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める地方分権型に転換することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、喫緊の課題である地域創生を成し遂げるとともに地方分権を一層推進し、地域から日本の明るい未来を切り拓くため、以下の項目について提言する。

### I 地域創生の推進

- 1 人と企業等の地方移転の促進
- 2 地域創生対策の充実
- 3 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援
- 4 新たな過疎対策法の制定

### II 地方税財政の充実・強化

- 1 地方財政計画の充実
- 2 地方税制の抜本的改革の実施
- 3 消費税率引上げに伴う対策
- 4 ふるさと納税における適切な制度設計

### III 地方分権改革を推進する仕組みの構築

- 1 国と地方の協議の場の機能強化
- 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応
- 3 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討

## I 地域創生の推進

### 1 人と企業等の地方移転の促進

#### (1) 東京圏への立地規制の制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

**新**・地域大学振興法により東京 23 区の大学の定員増を原則 10 年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、一定規模以上の工場や人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地、事業所の集中を抑制する制度を創設すること。

#### (2) 地域振興を促進する立法措置【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

**新**・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

#### (3) 国土の双眼構造の構築【内閣官房、内閣府】

・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

#### (4) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。

・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

#### (5) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

##### ア 税制の拡充及び併用

・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。

・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡充すること。

・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

**新**・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

### 【「地方拠点強化税制」の概要】

区 分		内 容
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除（最大）
東京23区から地方へ本社機能を移転 (移転型)	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	※ 併用は原則不可（上乗せ分30万円のみ併用可）	
	雇用促進税制	（雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円）×3年の税額控除（最大）

- 本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること。（現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設）

- 新** 支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業（東京23区からの本社機能移転）の対象になったものの、拡充型事業（東京23区以外からの本社機能の移転・増設）においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること。

#### イ 施設整備計画における認定要件の適正化

- 本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること（現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上）。

#### ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- 雇用促進税制は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど適用要件を見直すこと（中小企業2人以上→1人以上）。

## 2 地方創生対策の充実

### （1）地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 交付金規模の拡大

- 今年度当初予算額は1,000億円と、地方主体で地域に応じた創意に富んだ地域創生実現のための取組を全国各地で実施するには、極めて少額である。令和2年度当初予算を少なくとも倍増すること。

#### イ 交付率の引上げ

- 交付率は1/2となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組みめるよう、交付率を加速化交付金以前の水準（国10/10）とすること。または、地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

#### ウ 採択基準の明確化

- 新** 「先駆的な事業」の採択基準（自主性、官民協働、地域間連携、政策間連携の確保）が曖昧で採択の可否が予見できないことから、採択基準の明確化、早期の段階での採択結果の提示、不採択理由の説明を徹底すること。

## エ 施設整備を対象とした交付金の恒久化

- ・平成28年度から補正予算で措置されているハード面から地方創生を推進する上で非常に効果的な制度であることから、恒久的な制度とし、当初予算に計上すること。あわせて、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。

**新**・やむを得ず事故繰越となる場合も、交付金の対象とすること。

## (2) まち・ひと・しごと創生事業の総額及び財源の確保【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和2年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること。
- ・財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること。

## (3) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

### ア 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置（1/2）のある特別な地方債を創設すること。

### イ スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置（1/2）のある特別な地方債を創設すること。

### 3 ワールドマスタースゲームズ 2021 関西への支援【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁】

- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西が生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけられたことから、準備段階も含め財政支援を行うこと。
  - スポーツ振興くじ助成の大会開催年度の上限額（2億円）及び補助率（2/5）の引上げ等の支援を強化すること
  - 全国自治宝くじの収益金の活用を支援すること
- 新** - 誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること（ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%)）
- 新** - 地域交流や大会運営経費等に対して特別交付税による財政措置を行うこと

#### 【国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)】

##### ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費  
(競技イベントの開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費  
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費  
(広報、警備、ボランティア経費 等)

##### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費  
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費  
(ボランティア養成、警備に要する経費 等)

### 4 新たな過疎対策法の制定【総務省】

- 新**・新たな過疎対策法の制定にあたり、実態に即したきめ細やかな指定要件の設定や過疎に準じる地域への支援制度を創設すること。
- 新**・市町村合併により従前の人口要件や財政力要件が適合しなくなっている場合には、合併前市町村単位でもみなし措置を講じること。
- 新**・過疎対策事業債の対象事業を拡充すること。
  - (例) - 現行：簡易水道のみが対象 → 上水道事業にも対象を拡充
  - 県が市町の代わりに実施するソフト事業を対象に追加

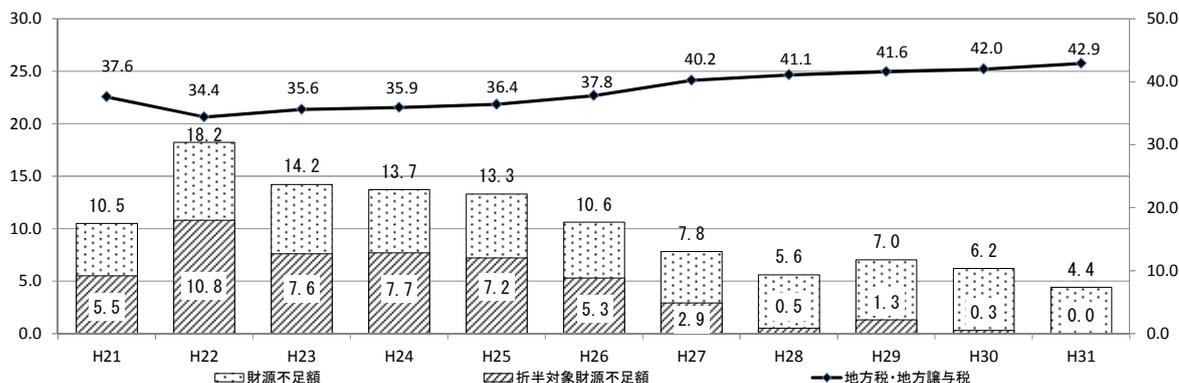
## II 地方税財政の充実・強化

### 1 地方財政計画の充実

#### (1) 常態化している地方の財源不足への対応【総務省、財務省】

- 今年度の通常収支分の地方財源不足額は、4.4兆円に上っている。常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること。

【地方財政収支の財源不足額の推移】



【平成31年度地方の財源不足額の内訳】

(出典：総務省)

区分	金額
財源対策債の発行	7,900億円
一般会計加算	2,633億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)	3兆2,568億円
合計	4兆4,101億円

※ 折半対象財源不足額は解消

#### (2) 地方が保有する基金残高の適正な評価【総務省、財務省】

- 財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること。

【地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移】

(単位：兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.9	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	△0.3	△1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
県内市町(億円)	3,196	3,241	3,322	3,452	3,754	3,881	4,196	4,338	4,370	4,609	4,707	+1,511
うち財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20
県内市町(億円)	1,113	1,105	1,104	1,123	1,291	1,431	1,577	1,725	1,785	1,899	1,977	+864

※総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

(3) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省】

ア 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

・骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2021年度まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。しかし、今後とも増加する社会保障関係費はもとより、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方財政計画に次のような地方の財政需要を的確に反映させ、必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保すること。

**新**・消費税率等の引き上げに伴う歳入増については、その増加分に見合う歳出を地方財政計画に適切に積み上げること。

① 給与関係費の適切な積み上げ

**新**・給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

【30年度給料月額と比較】

(単位：円、%)

区 分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般 職員	都道府県	256,914	321,058	△64,144	80.0
	市町村	247,812	306,452	△58,640	80.9
警 察 官		286,900	313,535	△26,635	91.5
教 職 員	小 学 校	329,136	350,185	△21,049	94.0
	中 学 校	328,884	350,044	△21,160	94.0
	高 等 学 校	321,612	369,009	△47,397	87.2
	特別支援学校	320,326	386,089	△65,763	83.0
消 防 職 員		253,900	302,229	△48,329	84.0

② 地方単独事業費の確保

・一般行政経費の地方単独分は、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31- H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	9.6
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	9.2
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	7.9
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	1.3
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	0.4
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	▲1.1
うち地方単独分	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	▲2.0

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

③ 幼児教育の無償化・高等教育の無償化に必要な財源の確保

新・幼児教育の無償化や高等教育の無償化の地方所要額を地方財政計画に計上する際その他の歳出を削減することがないよう、財政措置を確実に講じること。

新・個別団体の地方交付税の算定にあたっては、市町負担割合の異なる公立・私立施設の地方負担の実態（公立：市町10/10、私立：市町1/4）など、各団体の状況を適切に反映し、基準財政需要額に算入すること。

④ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

・消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てられているが、平成31年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方で、残り約6割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費（乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者医療費助成）などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

【平成31年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区分	H30	H31	H31-H30	備考
補助分	20.2	21.5	+1.3	社会保障の充実分 +39.1%(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
地方単独分	14.1	14.2	+0.1	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	37.1	38.5	+1.4	

【令和元年度における社会保障の充実等について】

(地方)

区分	H31	構成比
消費税増収額等 ①	3.08	—
地方消費税引上分	2.05	66.6%
交付税法定率分	0.80	25.9%
子ども・子育て臨時交付金	0.23	7.5%
歳出	3.08	—
社会保障の充実分 ②	0.76	24.7%
新しい政策パッケージ分 ③	0.28	9.1%
公経済負担増分 ④	0.12	3.9%
差引き(安定化※) ①-②-③-④	1.92	62.3%
臨時財政対策債 H25→H31 増減	△2.96	—

(国)

(単位：兆円)

区分	H31	構成比
消費税増収額 ①	7.22	—
歳出	7.22	—
社会保障の充実 ②	0.93	12.9%
新しい経済パッケージ分 ③	0.20	2.8%
公経済負担増分 ④	0.35	4.8%
基礎年金 ⑤	3.30	45.7%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	2.44	33.8%

※安定化に要する経費は明示されていない

⑤ 地方の投資的経費の確保

- ・今後30年以内の発生確率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、来年度も確実に措置すること。

⑥ 追加財政需要への適切な措置

- ・給与改定はもとより年度途中で国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

⑦ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

- ・地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査を踏まえ、標準的な団体における必要な人員の所要額を確保した上で、制度導入に必要な地方所要額を全額地方財政計画に計上すること。また、制度創設の趣旨に沿って任用制度等の整備や処遇改善を図ることができるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。
- ・個別団体の財政措置にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を反映すること。

【現行制度との比較】

主な検討課題	臨時・非常勤職員	会計年度任用職員
給料水準	最低賃金並の支給水準が多数	常勤職員（初任給等）に準じた支給水準まで引き上げ
期末手当	短時間勤務職員に支給している事例は少数	短時間勤務職員も含めて年間 2.6 月分（常勤職員と同じ）を支給
退職手当	支給なし	常勤職員と同じ勤務時間の職員に限り、常勤職員に準じて支給

(4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林産省、国土交通省】

ア 防災・減災・国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長

新・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018～2020年度)に基づく臨時・特別の措置を積極的に活用し、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害等に備えた早期の取組を行うことが可能となった。しかし、津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)など、2021(令和3)年度以降にも早急に取り組むべき計画が多くあることから、緊急対策期間後も計画的に事業を推進することができるよう、事業期間を延長すること。

【本県の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)】 (単位：億円)

区分	事業費			主な内容
	2018	2019	2020	
高潮対策	28	13	13	越流・越波防止対策
治水対策	36	44	44	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	100	62	62	日本海津波対策、耐震対策
道路防災対策	86	66	66	道路交通確保対策
山地防災・土砂災害対策	39	47	47	山地防災・土砂災害対策
農業農村対策	50	37	37	ため池対策
荒廃森林対策	3	2	2	造林対策
災害対策林内路網整備	1	1	1	林道整備
合計	343	272	272	

注：予算ベース(2020年度は、2019年度と同額と仮定)

【本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)】 (単位：億円)

区分	事業費		主な内容
	2019	2020	
高潮対策	17	17	越流・越波防止対策
治水対策	51	51	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	2	2	日本海津波対策
山地防災・土砂災害対策	50	50	山地防災・土砂災害対策
合計	120	120	

【2021年度以降の残事業費】

計画名	期間	2021年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	2014～2023年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	2019～2028年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	2019～2028年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	2014～2023年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	2018～2023年度	390億円
地域総合治水推進計画	2012年度～概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	2019～2028年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	2019～2023年度	200億円

注：一部、2014年度以降の事業を含む

イ 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

- ・頻発する風水害や津波に対応するため、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)について、地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業、砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、耐震化に資する公共施設の立替え事業、大規模災害時に拠点となる庁舎や災害発生時

の初期段階における集団警察力を確保するための警察待機宿舍の整備等にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大し、令和2年度までの事業期間を延長すること。

#### ウ 社会資本の老朽化対策への支援の充実

- ・今後、大量の社会基盤施設が築50年を超えるとともに、橋梁、排水機場、下水道施設等の更新に多額の事業費が必要となることから、社会基盤施設を将来にわたり安全に使用できるよう、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。
- ・特に下水道施設は、耐用年数の短い機械、電気設備が多く、今後、更新時期が集中し、機能停止に陥る恐れがあることから、老朽化対策の国庫補助制度を堅持するとともに、予算枠の更なる拡大を図ること。
- ・交付金事業について、現在、補助対象外となっている社会基盤施設の定期点検や修繕更新計画策定、小規模な修繕・更新工事にも充当できるよう制度を拡充すること。

#### エ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化対策を着実に推進するため、個別施設計画を策定し長寿命化事業に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や社会基盤施設である空港施設を対象とするとともに、令和3年度までとされる制度を恒久化すること。また、財政基盤の弱い団体もあることから、充当率、交付税措置率について、かさ上げを行うこと。
- ・現在対象となっている市町村本庁舎に加え、県本庁舎の建替事業を対象とすること。
- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還金、老朽化に関する調査費や点検経費に対する地方交付税措置等、地方財政措置を更に充実すること。

#### オ 安全な道路環境の整備等

- 新**・通学路や、幼児や高齢者などが日常的に利用する道路において、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）を増額すること。
- 新**・高齢ドライバーによる死亡事故が相次いでおり、アクセルとブレーキを踏み間違ふことが大きな原因とされていることから、踏み間違いを防止する装置の購入費用への補助制度を創設すること。

#### カ 公営企業に対する財政支援の充実

- ・令和2年度までとされている病院事業債（特別分）の期限を延長するとともに、公立病院が担うべき医療等の措置単価の引上げなど、病院事業への繰出金に対する地方交付税措置を充実させること。
- ・医師の地域偏在を是正する仕組みとして、すべての専攻医が一定期間、医師不足が深刻な地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること。
- ・人口減少社会において、個々の事業体の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。

## 2 地方税制の抜本的改革の実施

### (1) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施

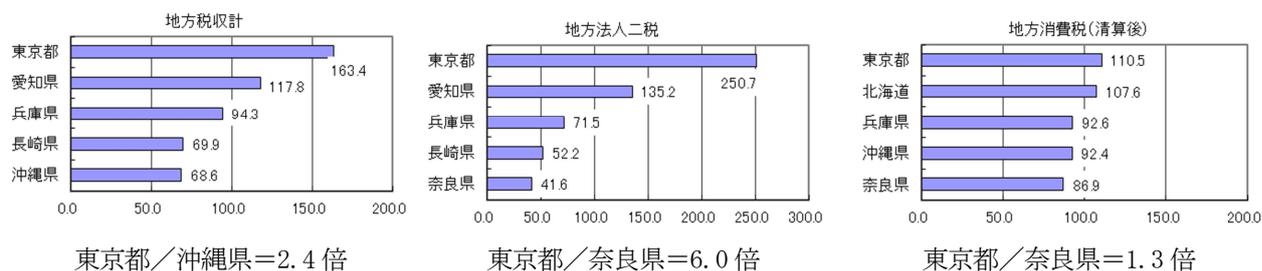
- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

#### イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

##### ① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があるため、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の抜本改革を進めること。

【人口一人当たりの税収額の指数（平成 25～29 年度決算）】



##### ② 事業活動の実態を反映した法人事業税分割基準の抜本的見直し

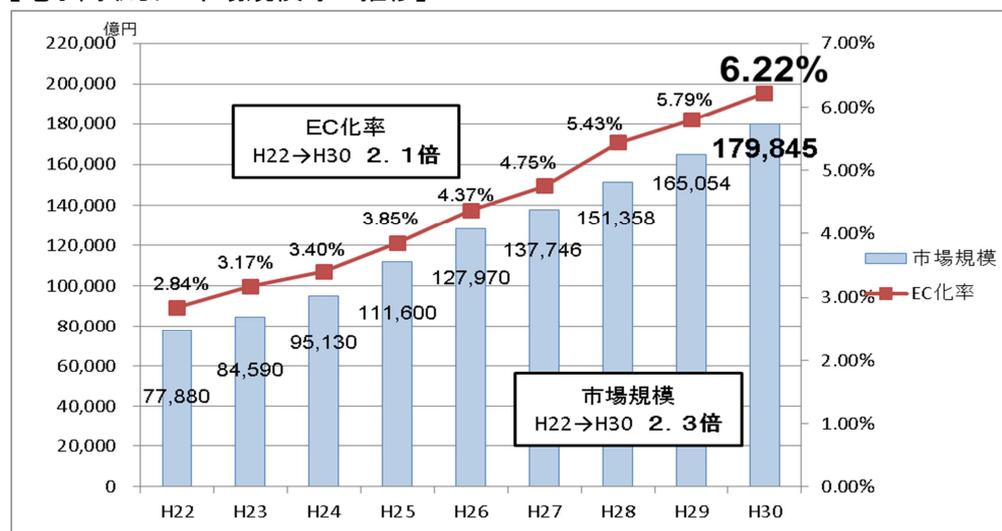
- ・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

法人事業税の応益課税の原則や、税源の適切な帰属の観点から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。

### ③ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

- 新**・情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適正に税収を帰属させるため、例えば電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人についてはサービスの提供を受けた者の所在地において課税を行う等、より事業活動の実態を反映した制度について検討を行うこと。

【電子商取引の市場規模等の推移】



※EC化率…すべての商取引のうち電子商取引が占める割合  
経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」

### ④ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。

### (2) 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討【総務省、財務省、経済産業省】

- ・平成31年度税制改正において自動車関係税の抜本的な改正がなされたところであるが、同年度税制改正大綱では今後も中長期的に検討することとされている。自動車税及び軽自動車税は自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格を有しており、道路の整備や維持等の貴重な財源であることを踏まえ、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、地方税財源の安定的な確保を前提に慎重な検討を行うこと。

### (3) 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態（消費地等）を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国消費実態調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

### (4) 応益性を反映する外形標準課税の拡充【総務省】

- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人

の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

#### (5) 固定資産税【総務省】

- ・償却資産に係る固定資産税は、企業活動が、土地と建物（家屋）、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ・平成 30 年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、期限到来による確実な廃止を行うこと。

税目	全 国		うち兵庫県			
	都道府県	市町村	県	市町		
固定資産税 (償却資産)	16,942	—	16,942	767	—	767

※H30 年度地方財政計画等を基に算出

#### (6) ゴルフ場利用税の堅持【総務省】

- ・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を求めるものである。平成29年度税制改正大綱から、今後長期的に検討するとされたが、ゴルフ場利用税の7割が市町村に交付されており、多くのゴルフ場が所在する本県及び市町では、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること。
- ・現在設けられている70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること。

項目	主な事業	R元年予算額(百万円)	
		一財	一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,493	1,197
環境対策	水質調査、安全指導等	55	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	21	21
道路	アクセス道路維持管理等	2,719	2,619
スポーツ振興	団体・競技者支援等	4	4
地域振興	観光利用促進等	21	21
合計		4,313	3,870

参考：本県のゴルフ場利用税収(H29)3,583百万円

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位：千円)
1	三木市	555,833
2	神戸市	375,657
3	加東市	313,226
4	宝塚市	181,508
5	西宮市	131,864

(平成29年度決算)

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
70歳以上	393.8万円	1,260.1万円

#### (7) 国際観光旅客税の地方への配分【観光庁】

- ・国際観光旅客税（平成31年1月施行）については、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること。

### 3 消費税率引上げに伴う対策

#### (1) 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮【内閣官房、内閣府、経済産業省】

- ・消費税率引き上げを目前に控え、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること。

#### (2) 軽減税率制度導入に当たっての適切な準備【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、インボイス制度を含めた軽減税率制度の概要の十分な周知や指導、軽減税率に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けて万全の準備を行うこと。

### 4 ふるさと納税における適切な制度設計

#### (1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

- ・ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、返礼品の在り方については、廃止あるいは一般的に受け入れられる水準として寄附額の1割を上限とするなど、さらなる検討を行うこと。

#### (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

- ・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%（現行：75%）控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

##### 【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（平成30年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	130.1億円
うちワンストップ特例制度分控除額	34.3億円
うち所得税控除分相当額	6.3億円

#### (3) 「企業版ふるさと納税制度」の弾力的な運用等【内閣官房、内閣府】

- ・企業版ふるさと納税の要件を事前に明確化し、内閣府の認定手続きがなくても、対象事業等が認められるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すること。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用する企業の裾野を広げるため、本社が所在する地方自治体への寄附、着手済みの事業に対する寄附を可能とすること。

### Ⅲ 地方分権改革を推進する仕組みの構築

#### 1 国と地方の協議の場の機能強化

##### (1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

##### (2) 必要となる分科会の設置【内閣官房、内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

#### 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

##### (1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

###### ア 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

###### イ 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

###### ウ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

##### (2) 実証実験的な権限移譲の導入【内閣府】

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

##### (3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。

#### 3 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討【総務省】

- ・地方制度調査会において、圏域行政に関する法制化が議論されているが、基礎自治体である市町や、広域調整機能を有する都道府県の意見を十分踏まえるとともに、連携中枢都市など現行制度の課題を十分踏まえた上で、議論を進めること。